

重 要 な お 知 ら せ で す 。

令和 6 年 1 月 1 5 日

講習会費に係る請求書又は領収書の発行について

平素より当協会支部の事業運営に、ご理解、ご支援を賜り厚くお礼申し上げます。また、日頃より当協会支部において開催する講習会をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

さて、インボイス制度が適用になり、講習会費に係る請求書又は領収書の発行に際して、ご迷惑をお掛けしておりますが、令和 6 年 4 月開催の講習会から当協会支部での対応を下記のとおりとしましたので、ご案内いたします。請求書又は領収書の発行についてご理解いただきますようお願いいたします。

一般社団法人日本クレーン協会三重支部

記

請求書の発行を希望する場合は、次の方法及び順序で手続きしてください。

- 1 受講希望の講習会の電話予約をしていただいた上で、申込書の請求書発行希望欄を記載し、その申込書と添付資料を F A X してください。
- 2 F A X 後に、次の方法により手続きしてください。

① 紙発行を希望する場合

当支部から請求書を郵送する送付用封筒（宛名を記載し切手を貼付けたもの）を作成し、申込書の写しを同封の上、送付用封筒を郵送してください。送付用封筒により請求書を郵送します。

② P D F による発行を希望する場合

当支部 H P の請求書発行希望のメールフォームから、請求書発行希望である旨を明記し、申込書の P D F ファイルを添付してメール送信してください。メール送信後、電話にて着信確認をしてください。メールにて P D F ファイルの請求書を送信します。

請求書発行希望の場合は、下記の各種メールフォームからお申し出ください。

- 玉掛け技能講習の申込に係る請求書の発行希望のメールフォームはこちら
- 玉掛け技能講習及びクレーン運転業務特別教育の併合講習の申込に係る請求書の発行希望のメールフォームはこちら
- 床上操作式クレーン運転技能講習の申込に係る請求書の発行希望のメールフォームはこちら
- 小型移動式クレーン運転技能講習の申込に係る請求書の発行希望のメールフォームはこちら

- クレーン運転業務特別教育の申込に係る請求書の発行希望のメールフォームはこちら
- 上記以外の安全衛生教育などの講習会の申込に係る請求書の発行希望のメールフォームはこちら
- 図書等の購入に係る請求書の発行希望のメールフォームはこちら

講習会の種類によって、メールフォームが異なります。間違わないようにお願いします。

なお、請求書発行メールアドレスは、請求書発行専用であり、それ以外の対応は致しませんので、事務局までお問合せください。

また、会社申込みの場合は、会社で付与されたメールアドレスを記入してください。個人のメールアドレスの場合は個人宛の請求書となります。

③ 窓口での発行を希望する場合

F A X後に、来所日時を電話にて連絡してください。窓口で請求書を発行します。

※上記の①及び②の方法の際に申込書の写しを添付いただくのは、請求書の対象を確認するためであり、必ず1のF A Xをしてください。

※請求書による振込みの場合は、貴社の経理事務処理期間にご留意ください。

※講習終了後の請求書の発行希望の申し出には、対応いたしかねますので、ご了承ください。必要な方は必ず事前に申出を行ってください。

領収書の発行を希望する場合は、次の方法で手続きしてください。

- 1 受講希望の講習会の電話予約をしていただいた上で、申込書の空欄に領収書発行希望である旨を明記し、その申込書と添付資料をF A Xしてください。
- 2 受講票又は結果通知書に同封し、郵送します。

※講習終了後の領収書の発行希望の申し出の場合は、送付用封筒（宛名を記載し切手を貼付けたもの）を作成し、領収書発行希望である旨を明記した申込書の写しを同封の上、送付用封筒を郵送してください。送付用封筒により領収書を郵送します。

請求書のあて名につきましては、会社申込みの場合は会社宛て、個人申込みの場合は個人宛てとなります。

領収書のあて名につきましては、会社名での振込みの場合は会社宛て、個人名での振込みの場合は個人宛てとなります。

※申込み及び振込みは、会社若しくは個人を合わせてください。異なる場合は、手続きをやり直していただくこととなり、講習会費が異なることがあります。